

諏訪広域連合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

諏訪広域連合長 金子 ゆかり

諏訪広域連合規則第4号

諏訪広域連合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

諏訪広域連合火災予防条例施行規則（平成12年諏訪広域連合規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「前項」を「前項各号」に改める。

第5条中「第47条の2」を「第47条の2第3項」に、「規程」を「規定」に改める。

第6条中「規程」を「規定」に改める。

第8条の表1の項中「サウナ設備」を「簡易サウナ設備、一般サウナ設備」に改める。

第9条第1項中「第50条各号」を「第50条第1項各号」に改める。

第9条の2中「第50条の2」を「第50条の2第1項」に改める。

様式第3号中「第47条の2」を「第47条の2第3項」に、「規程」を「規定」に改める。

様式第6号中

「
 炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸
 設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖 設 置 届 出 書
 房機・火花を生ずる設備・放電加工機
 」を

「
 炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
 給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備 設 置 届 出 書
 一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機
 火花を生ずる設備・放電加工機
 」に改める。

様式第10号中「火災を発生する」を「火炎を発する」に改める。

様式第19号中「諏訪広域連合火災予防条例施行規則第9条第1項」を「諏訪広域連合火災予防条例第51条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年3月31日から施行する。